

令和7年度 第15回湖西市消防防災センター物品購入 (VR消火訓練システム機器一式) 仕様書

1 件名

令和7年度 第15回湖西市消防防災センター物品購入 (VR消火訓練システム機器一式)

2 総称

この仕様書は、湖西市（以下「本市」という。）が導入する「VR消火訓練システム」について定める。

「VR消火訓練システム」は、この仕様書に適合しているとともに、次の条件を満たす物で最適な性能を有するものであること。

- (1) 「VR消火訓練システム」は、多くの人が集まるイベント会場、訓練会場等での運用を想定し、訓練実施時の安全性、操作性を十分考慮したものであること。
- (2) 映像の技術を活かし、VRゴーグルを用いるものであること。
- (3) 消防又は防災関係団体による監修

「VR消火訓練システム」に関しては、業務範囲における発火、火災、煙等の表現、消防動作の評価については、消防関係団体等と連携して製作し、監修を受けること。

なお、監修を受けたものであることを明記すること。

- (4) 「VR消火訓練システム」の仕様については、別紙2を参照すること。
- (5) 別紙2「物品の特記仕様書」に記載している機器は、すべて新品で納入すること。
- (6) 型式等（付属品・部品を含む）に変更が生じた場合（製造中止を含む）は同等以上の性能を満たす新型の機器を納入すること。

3 規格及び数量

「別紙2 物品の特記仕様書」のとおり

4 納品・設置場所

湖西市消防防災センター 2階

所在地 〒431-0442 静岡県湖西市古見1076番地

5 納品期間

令和8年3月18日（水）迄

6 設置等要件

- (1) 受注者は契約締結後、速やかにすべての工程を明確にしたスケジュール表を湖西市消防本部（以下、「発注者」という）へ提出し、その承認を得ること。
納品場所の湖西市消防防災センターは、建設中であり、令和8年3月13日から納品が

可能となる予定。相互の協議により、納品・設置場所を変更可能とする。

- (2) 大型の物品等で搬入及び設置に不安が生じる物品については、受注者が事前に設置場所を調査し、確認を行うこと。搬入が不可能と判断した場合は、発注者と協議し、対応を決定すること。
- (3) 搬入の際に、建物や設備、物品への損傷を防止するために、受注者が適切な保護措置を講じること。その他搬入業者と養生場所が重なる部分（共有通路等）は、別入札の落札業者が行う。養生場所にあっては、搬入計画と同様に他業者と協議し決定すること。
- (4) 受注者が建物や設備への工事を行う際は、発注者の指示に従うこと。
- (5) 搬入、設置に際し、建物及び物品に損傷を与えた場合、受注者は直ちに発注者に報告すること。また、受注者の責任においてその状況を元通りにすること。
- (6) 組み立てが必要な物品は受注者が組み立てを行い、使用できる状態にして設置すること。
- (7) 高さが1,500mmを超える物品や、積み重ねて使用するすると1,500mmを超える物品に対しては、受注者が転倒防止策を施すこと。
- (8) 框包材等付随する廃材等については、受注者において処分すること。
- (9) 搬入及び設置時に発注者からの要請があった場合には、物品の取り扱い説明を実施すること。

7 保証

- (1) 「VR消火訓練システム」の保証期間は、納入の日から1年とする。
- (2) 故障時等の問い合わせ対応を行うこと。
- (3) 機器の搬出を伴う修理を行う場合は、事前に本市担当者に連絡すること。
- (4) 初期不良による不具合が発生した機器については、新品と交換すること。
- (5) 使用者の故意、重過失による故障の際は保証外とし、双方の協議により対応を決定する。

8 著作権の取扱い

- (1) 本契約の履行に当たり、受託者が設計したデータ処理に関するアイディア、コンセプト、ノウハウ、プログラム部品及び技術に係る法的権利については受託者に帰属するものとし、本市は無償でそれらを使用することができるものとする。
- (2) 工業所有権
 - ア 工業所有権を受ける対象となる発明又は考案（以下「発明等」という）が主として本市の技術指導によるものである場合は、その工業所有権を受ける権利は本市に帰属するものとする。
 - イ 発明等が、主として受託者の創意研究によるものである場合は、その工業所有権を受ける権利は受託者に帰属するものとする。
 - ウ （1）又は（2）の場合において、その帰属の判定が困難な場合は、委託者及び受託者間で協議の上決定するものとする。

9 その他

- (1) 納品に係る費用については、全ての物品の納品が完了し、発注者による検査完了後に受注者に対して一括して支払うものとする。
- (2) 納品にあたり、受注者において必要となる電気及び水道については発注者が提供する。ただし、受注者は最小限の使用で最大限の効果をあげるよう努めること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項については、相互協議のうえ決定する。
- (4) 納品については、エレベーターが使用可能である。

7 添付資料

別紙 2 物品の特記仕様書

以上